



【改訂版】

第2次 協働のまちづくり推進計画

～ 多様な協働で まちの魅力と安心を デザイン ～



三 芳 町

平成24年度～27年度
平成28年度～31年度 (改訂版)



第2次 協働のまちづくり推進計画(改訂版)

～多様な協働でまちの魅力と安心をデザイン～

目次

1章	はじめに	…	3
2章	計画の位置づけと期間	…	4
3章	協働政策展開の経緯	…	5
	(1) 合併協議の終了から自立型総合計画の策定へ		
	(2) 協働のまちづくり推進計画から協働のまちづくり条例施行へ		
	(3) 協働のまちづくりネットワークの設立		
	(4) 第2次協働のまちづくり推進計画策定から自治基本条例検討へ		
	(5) 第5次総合計画		
4章	本計画における各用語の定義	…	9
	(1) 協働の主体者		
	(2) 協働の概念		
5章	三芳町における協働の現状	…	12
	(1) 行政各分野における住民参加や協働の取組みの現状		
	(2) 協働のしかけ(制度)の整備・運用の現状		
	(3) 協働のまちづくりネットワークにおける協働モデル事業		
	(4) 協働に係る学習会の実施状況		
6章	町の協働展開の課題と新たな動き	…	24
	(1) まちづくりの担い手不足と多様なまちづくり主体		
	(2) 新たな協働展開の動き		
	(3) 事業協働と政策協働		
	(4) 自治と協働		
	(5) まちづくりネットと行政の協働事業の課題		
7章	基本方針及び施策の大綱	…	27
	(1) 基本方針		
	(2) 施策の大綱と目標		

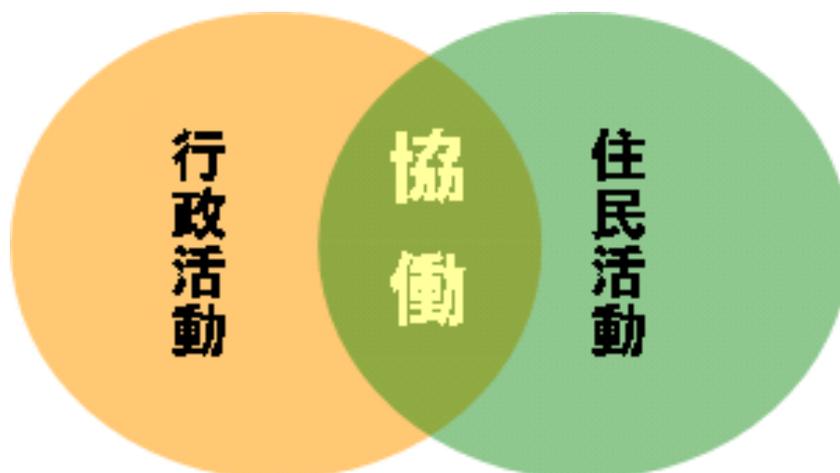
8章 施策の柱Ⅰ関連の推進施策	…	29
(1) 協働理念の共有とまちづくりの担い手発掘・育成		
(2) 多様な活動主体の効果的連携促進		
9章 施策の柱Ⅱ関連の推進施策	…	31
(1) 政策協働と事業協働の双方向関与の促進		
(2) 協働の多様な取組みに対応できる町推進体制の整備		
10章 施策の柱Ⅲ関連の推進施策	…	35
(1) 情報共有		
(2) 段階に応じた住民参加		
(3) まちづくり人材のマッチングと活動組織の体力強化		
(4) 協働推進のための基盤整備		
(5) 柔軟な協働推進体制の構築		
11章 協働アクションプラン2016の策定について	…	40
12章 まとめ	…	41
13章 資料編	…	42
(1) 第2次協働のまちづくり推進計画の進行管理		
(2) 協働のまちづくり条例・同施行規則		
(3) 協働のまちづくり啓発リーフレット		
(4) 淑徳大学との連携協力に関する包括協定書		

1章 はじめに

平成 18 年度を初年度とする「第 4 次総合振興計画」の将来像として「みんながつくる みどり いきいき めくもり のまち」が定められ、「みんながつくる」すなわち「協働」による自立型のまちづくりがスタートした。「みどり＝環境保全」「いきいき＝経済活力、教育」「めくもり＝福祉、安全」の各政策が、町を構成するすべての者の知恵と力で推進されることになった。

もとより、「協働」はまちづくりの手段であって目的ではない。総合振興計画の各施策を協働手法によって推進し、住民福祉の増進に寄与しようとするものである。本計画は、平成 19 年度に第 1 次が策定され、それに基づく「協働のまちづくり条例」施行(平成 20 年度)を契機として、協働のしくみづくりが進められ、まちづくり情報の共有や施策事業への住民参加が積極的に実施されることになった。その後、第 2 次協働のまちづくり推進計画が策定され、協働手法の標準化が進められた。

平成 28 年度を初年度とした「第 5 次総合計画」は、本計画に描かれた多様な協働手法を駆使して策定され、その基本理念として「協働のまちづくり」を継承し、深化させることとなった。第 2 次協働のまちづくり推進計画は、積み残された課題も多いことから、新たな町のビジョンと協働の現状を踏まえて一部改訂を行い、継続することとしたものである。

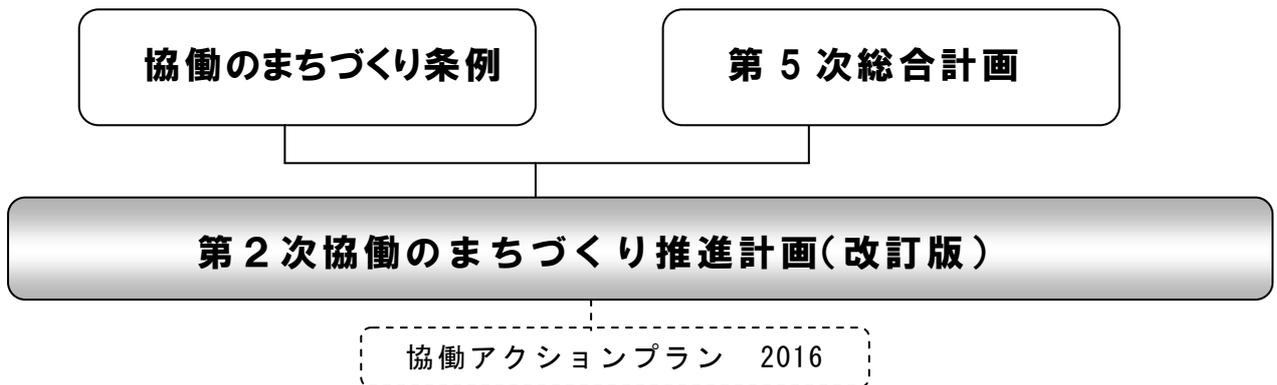


2章 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

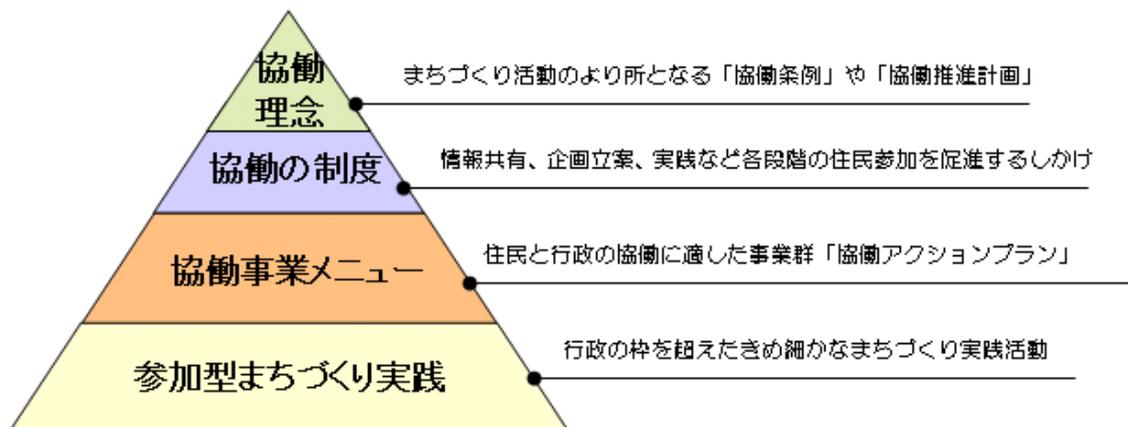
三芳町協働のまちづくり条例（平成20年条例第1号）第11条の規定に基づき、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために定めるものである。

現状を踏まえて、第2次協働のまちづくり推進計画の一部を改訂し、第5次総合計画の将来像である「未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町」の実現を協働手法によって推進する計画に位置付ける。



(2) 計画期間(改訂版)

平成28年4月～平成32年3月（4年間／総合計画前期まで）



※協働のまちづくり啓発パンフレットより(H20.6全戸配布)

3章 協働政策展開の経緯

(1) 合併協議の終了から自立型総合計画の策定へ

①合併協議会解散（平成15年度）

住民投票を受け、富士見市・上福岡市・大井町・三芳町の法定合併協議会が解散し、町は自立の道を歩むこととなった。

②第4次総合振興計画スタート（平成18年度）

住民とともに自立のまちを創ることを前提に、ワークショップ等の住民参加手法を駆使して「第4次総合振興計画」が策定され、スタートした。「みんながつくる みどり いきいき ぬくもりのまち」を将来像として、「みんながつくる（まち）」すなわち「協働」がまちづくりの中心理念として推進されることになった。計画の重点施策には「協働プロジェクト」が掲げられた。

<協働プロジェクト概要>

ア) まちづくり委員会等住民協働のしくみづくりの検討

イ) 審議会委員の公募

ウ) 事業の企画段階からの住民参加促進

エ) 行財政情報の積極的な公開

オ) パブリックコメント制度導入、まちづくり講座、懇談会等の実施 等

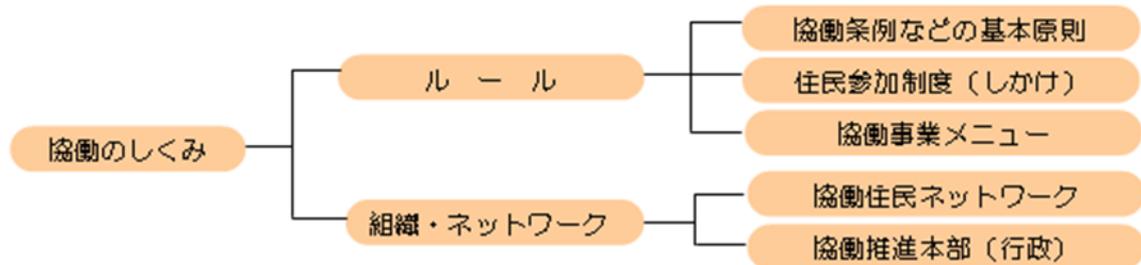
③協働のまちづくり研究員公募（平成18年度）

協働プロジェクトの皮切りとして、研究員を公募した。三芳町に適した協働のしくみづくりに向け、12回の研究会と2回の公開学習会を実施し、平成19年3月に町長あて「三芳町協働のまちづくり研究報告」を提出、協働を推進するためのルールと組織が提案され、協働の基本ルールとして「協働のまちづくり条例」の素案が提言された。

協働のしくみ

※「協働のまちづくり推進計画」より

立場の異なる者同士が心をひとつにしてまちづくりに取り組むためには、ルールや推進体制が必要になります。ルールはみんなで作っていきます。また、ネットワークは住民誰でも参加できることが基本です。



(2) 協働のまちづくり推進計画策定から協働のまちづくり条例施行へ

① 協働推進本部の設置と協働のしくみ整備（平成19年度～）

町は平成19年度に庁内組織として町長をトップとする「協働推進本部」を設置し、前述の研究報告をもとに、協働のまちづくり推進計画（第1次）の策定ほか、各種のしくみづくりに着手した。

協働を推進するしかけ（制度）として、「まちづくり懇話会実施要綱」「パブリックコメント条例」を施行、また、協働推進本部と連携して協働を推進する住民組織「協働のまちづくり住民ネットワーク」準備会の公募を開始した。

② 大学との協働推進

地元大学による地域貢献を促進して、町との協働を進め、学識者や学生の力を各分野のまちづくりに活かせるよう「淑徳大学との連携協力に関する包括協定書（平成19年10月）」が締結された。（→資料編に掲載）

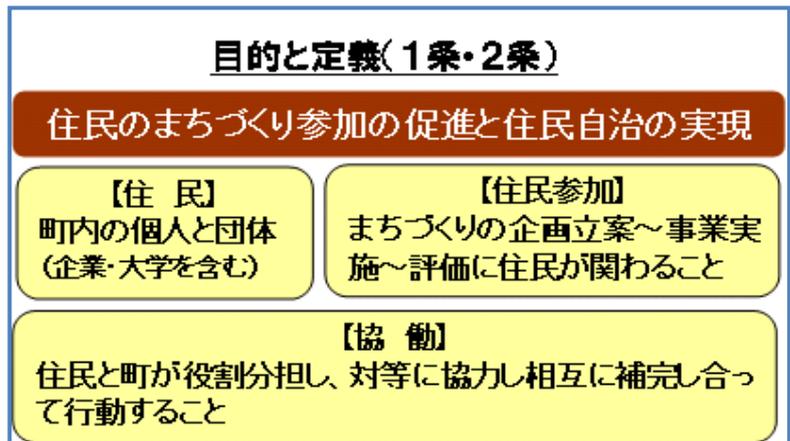
③ 住民主体の協働推進組織の準備へ

住民主体の協働推進組織として、協働のまちづくりネットワーク準備会が平成19年9月28日に設置され、「組織」と「事業」の部会に分かれて検討が行われた。準備委員を呼びかけ、核となったのは、前年度の協働のまちづくり研究員である。この準備期間においても、協働推進本部と準備会が共催で、公開学習会を開催し、地域の声を企画段階から反映させるように努めた。

④ 協働のまちづくり条例施行（→資料編に掲載）

「協働のまちづくり研究報告」で提案された条例素案をベースとして、協働推進本部がネットワーク準備会の意見やパブリックコメント、議会全員協議会等を経て協働のまちづくり条例原案を策定、平成20年3月に議会の全会一致で可決・成立した。この条例は、異なるまちづくり主体者が協働する時の行動のよりどころとなる基本ルールを定めたものである。

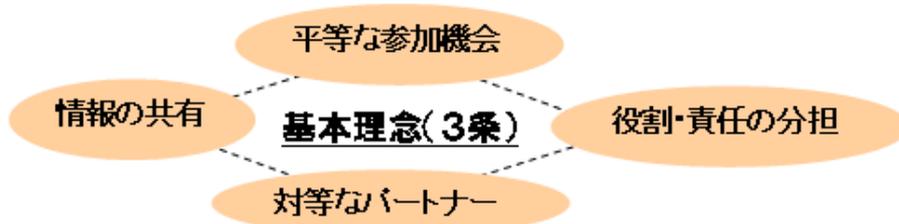
条例の特徴は、町の条例で初めてその理念や決意を示す「前文」を掲載したこと、住民に親しみやすくするため表現を「です・ます調」に統一したことなどである。また、町を構成するすべての個人・団体をまちづくりの当事者とするため、「住民」を広く定義し、協働における住民、行政、議会



※協働のまちづくり啓発パンフレットより（H20.6全戸配布）

の役割を明確にしたことなどがあげられる。

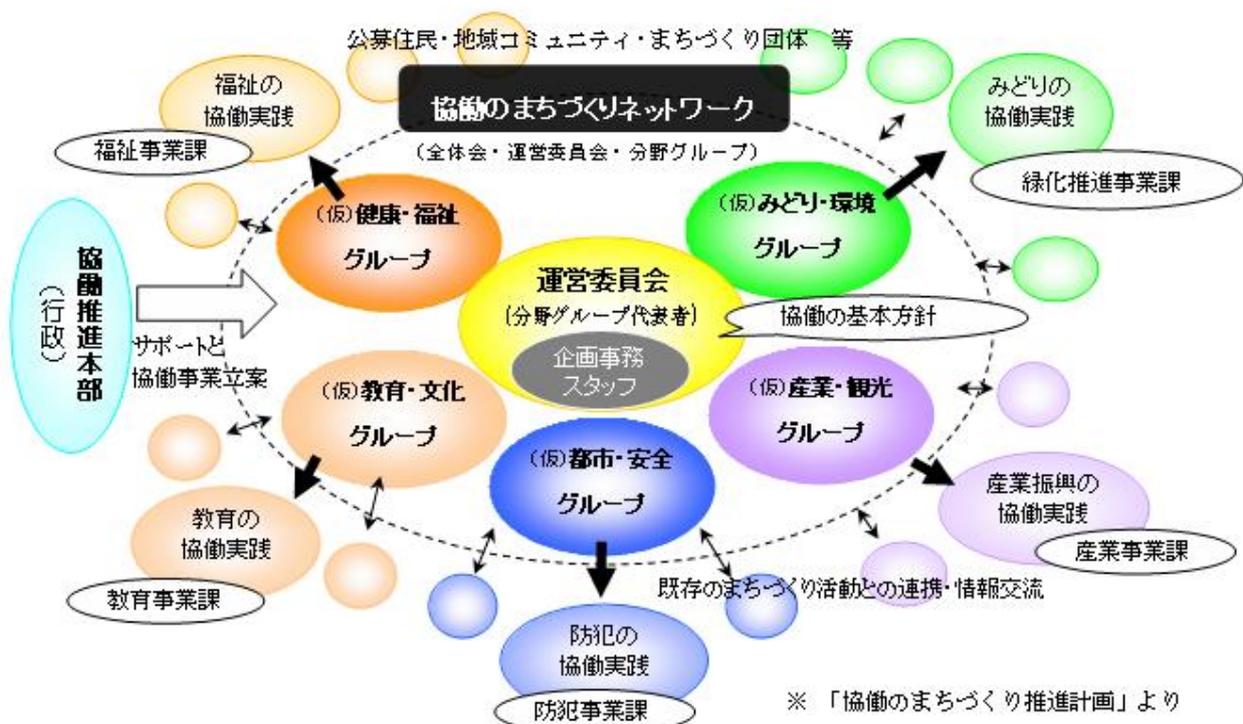
なお、平成 18 年度の協働のまちづくり研究において、基本ルールを「自治基本条例」とすべきか議論があったところだが、前計画のまとめに掲載のとおり、まずは協働を地域が育て、着実に根付かせることを優先するため本条例とし、次のステップとして、自治のまちづくりの機運が高まった段階で、町を構成する主体の総意に基づき「自治基本条例」を検討することとなった。



※協働のまちづくり啓発パンフレットより (H20.6 全戸配布)

(3) 協働のまちづくりネットワークの設立へ

- ・協働のまちづくりネットワーク (以下、「まちづくりネット」という。) 設立 (平成 20 年度)
- ・協働アクションプラン 2008 (事業計画) の策定 (平成 20 年度～平成 23 年度)
- ・分野プラン調整会議 (町との分野モデル事業調整) (平成 21 年度～)
- ・協働推進会議の設置 (町との総合調整) (平成 22 年度～)
- ・協働アクションプラン 2012 (事業計画) の策定 (平成 24 年度～平成 27 年度)



※「協働のまちづくり推進計画」より

※協働のまちづくり啓発パンフレットより (H20.6 全戸配布)

(4) 第2次協働のまちづくり推進計画策定から自治基本条例検討へ

第1次計画から5年を経過し、新たな地域課題や協働の展開に対応すべく、平成24度を初年度として「多様な協働でまちの魅力と安心をデザイン」を基本計画とする「第2次協働のまちづくり推進計画」が策定された。この第2次計画を受け、政策研究所のテーマであった「自治基本条例」を協働手法により検討をすすめることとなり、平成25年度「(仮称)自治基本条例検討町民会議」が設置された。地方分権下において、自立型自治体経営に向けた町の基本的なしくみとすべきか、住民の熱心な議論が展開されたが制定に慎重な声も少なからず聞かれ、方向性の一本化には至らなかった。

当面は、「協働のまちづくり条例」や「議会基本条例」などの現行の住民参加の基本的なしくみを十分に機能させることとなった。

(5) 第5次総合計画

まちづくり懇談会やワークショップ等の協働手法を駆使して策定された第5次総合計画（平成28年度～平成31年度）では、第4次総合振興計画から「協働のまちづくり」の基本理念を引きつぎ、更に深化させることとなった。

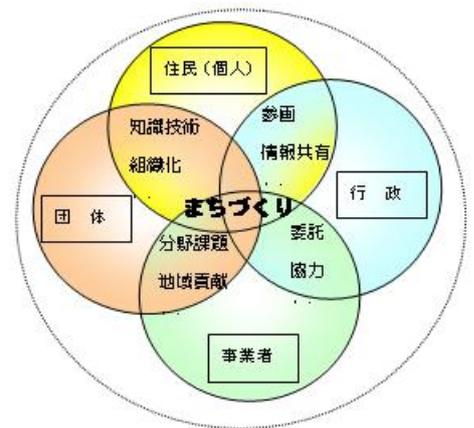
4章 本計画における用語の定義

本計画においては、以下で特記する定義のほかは、協働のまちづくり条例の定義によるものとする。

(1) 協働の主体者

協働のまちづくり条例第2条及び同施行規則第2条では、「住民^{*}」を次のように定義し、協働の主体者としている。

- ①町内に在住・在勤・在学する個人
- ②町内で事業活動を行う個人
- ③町内で事業活動を行う法人その他の団体
 - ア) 地域コミュニティ（行政連絡区、自治会その他の近隣組織）…規則1号団体
 - イ) 公益的法人等（NPO法人、農協、生協、社協等）…規則2号団体
 - ウ) 教育研究機関（大学、幼稚園等）…規則3号団体
 - エ) まちづくり活動、ボランティア活動を行う団体・サークル…規則4号団体
 - オ) その他自発的・自立的な公益活動を行う集団（政治・宗教・営利を除く）…規則5号団体



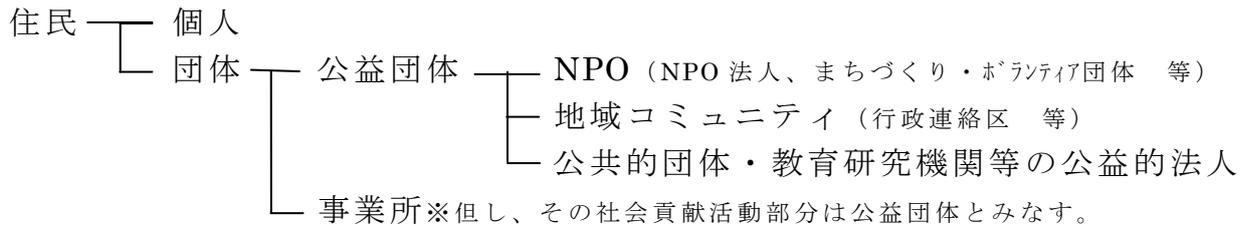
※条例第2条では、住民（個人及び団体）は、住所や本拠が町内になくとも、活動が町内で行われていれば住民としてみなしている。

上記は、主体者の形態で見ると、「個人」（①②）と「団体」（③）に大別される。特に団体はその活動の公益性に着目し、町行政の協働パートナーに想定していることから、本計画では③ア）～オ）を「公益団体」と呼ぶこととする。

本計画では、住民参加は「個人」を中心に、組織的な協働は「公益団体」を中心に推進することを原則とする。

住民の役割(5条)





公益団体のうち、「NPO^{*}」は、特に「NPO法人」と表記する場合を除き、テーマ型の公益的なまちづくり活動を行う住民団体・ボランティア団体(③エ)まで含めて、広く定義することとする。

※「NPO (NonProfit Organization)」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」は、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。（内閣府ホームページより）

公益団体のうち、「地域コミュニティ」は、NPOがテーマ型であるのに対し、条例で地縁型（エリア型）のまちづくりの主体者として重要な概念に位置づけており、住民は「良好な地域コミュニティの形成に努め」ることとしている。

なお、団体のうち、営利団体（企業・事業者）であっても、その社会貢献活動（CSR）等は組織的な協働になりうるものとして、協働の主体者に加えることとする。

本計画では、協働パートナーの中核をなす公益団体について、

①テーマ型のまちづくり活動を行う住民組織を「NPO」

②エリア型のまちづくり活動を行う近隣組織を「地域コミュニティ」

とする。

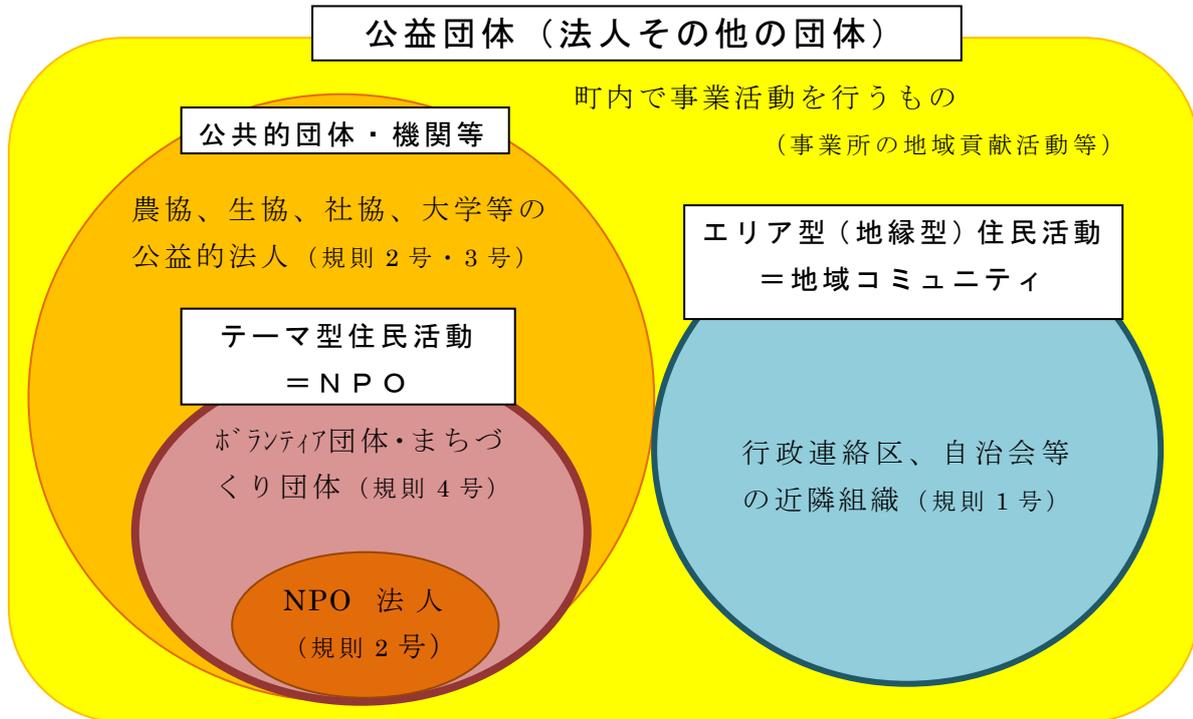
（２）協働の概念

協働は、広義では、以下の「参加」と「協働」を含めた概念として条例にうたわれている。

- ①住民参加＝ 住民が自らの意志を反映させることを目的として、町の施策・事業の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わること
- ②協働＝ 住民と町がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動すること

本計画において、「協働」は、広義では個人を中心とした①の住民参加を包含する概念として使用するが、狭義では②のような「公益団体」や「行政」による組織的な連携協力の取組みを指すものとして使用する。

協働主体者の概念図



※太枠内が、核となる協働パートナー

5章 三芳町における協働の現状

第5次総合計画策定に向けた基礎資料とするための住民意識調査（平成26年10月実施）によると、

よりよい地域をつくっていく雰囲気や土壌があるか

・・・「非常にある」「ある」45%

地域活動や交流への関心度・・・「非常にある」「ある」35%

参加したい地域活動について・・・「趣味やサークル活動」30.2%

「スポーツ・レクリエーション活動」24.2%

「まちの美化・清掃、緑化・自然保護」19.3%

「祭りや盆踊りなどの行事」17.5%

「防犯・防災・交通安全などの地域安全活動」15.0%

という状況である。地域活動に関心のある住民が35%いる中で、担い手不足が多く、まちづくり団体の課題とされていることから、住民をまちづくりへとつなげる、最初の一步を後押しするしかけをつくる必要がある。

（1）行政各分野における住民参加や協働の取組みの現状

【住民参加事務事業調査】

協働推進本部では、平成21年度から2年ごとに、町行政各部署における住民参加の現状を調査している。以下は、平成27年度の実施概要である。

＜調査目的＞行政各分野への住民参加の実態や進捗状況、今後の予定等を調べ、協働のまちづくり推進計画見直しのための基礎資料とするもの。

＜調査時期＞平成28年1月（基準日／平成28年1月1日）

＜調査方法＞庁内イントラネットにより前回の調査票をベースに各課に照会し、回答を得た。

＜結果概要＞

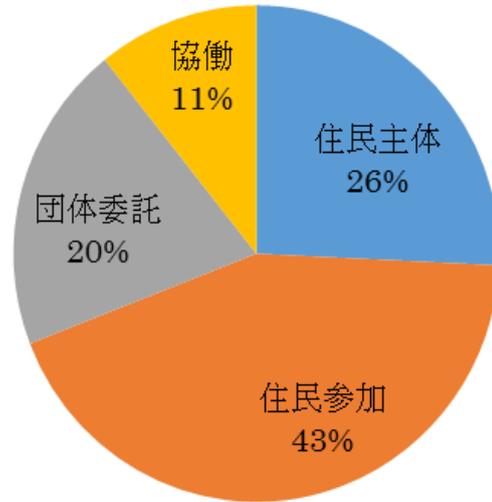
① 事業数

平成28年1月時点で、233事業（今後検討予定を含めると267事業）について、何らかの住民参加手法を用いて事務事業が実施されていた。前回調査（H25）との比較では増加（35事業増）した。

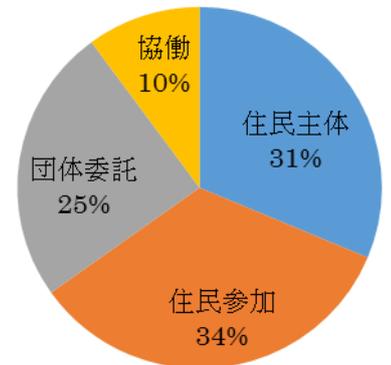
② 参加形態Ⅰ（活動軸）

参加主体の活動軸では、新規掲載事業での住民参加の増加が顕著である。前回調査では行政活動への「住民主体」「住民参加」がほぼ同じであったが、今回は「住民参加」が34%から43%に増加している。

H27調査における参加形態

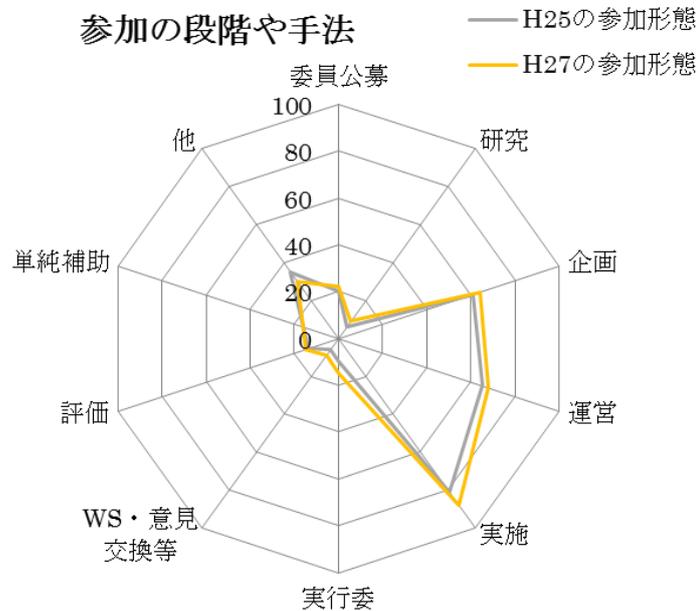


H25調査における参加形態



③ 参加形態Ⅱ（参加段階や手法）

参加の段階や手法は、複数回答としている。これまでの調査と比較しても大きな変化は見られない。企画、運営、実施はバランス良く実施されている。実施時や単純補助（お手伝い的な参加）に比して、ワークショップ（WS）や研究などまちづくりに関する意見交換の機会が少ない。

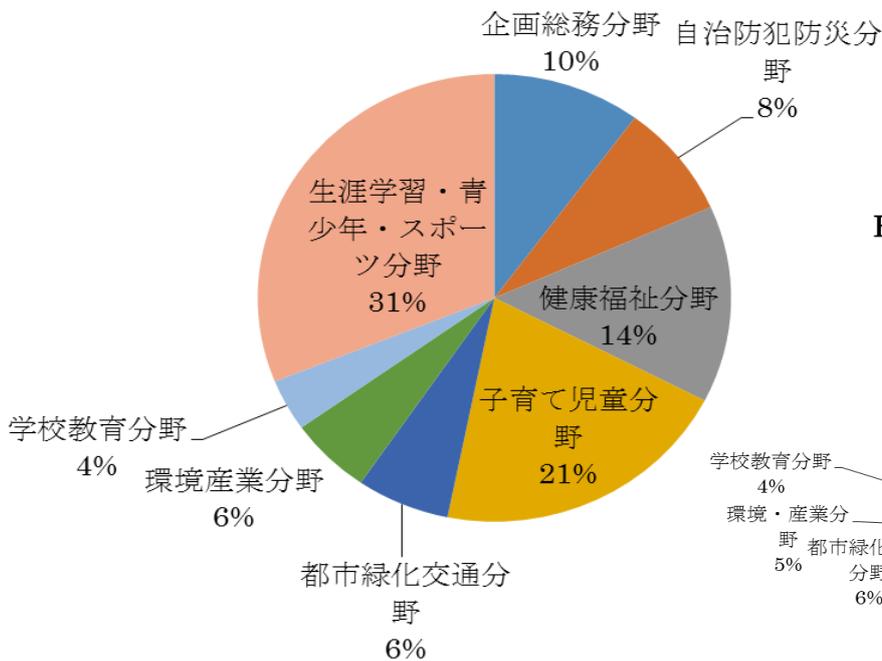


④ 行政分野別住民参加の状況

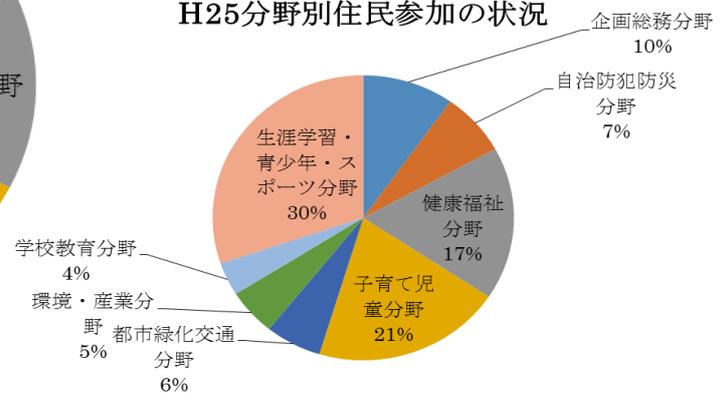
分野別にみると、生涯学習や子育て、福祉等、業務上住民と日常的に接する機会が多い分野が、企画運営への住民参加事業も多くなっている。

今後は、企画総務分野や都市建設分野を含めて、各分野へバランス良く住民参加が進むことが望まれる。調査は量的な把握であって参加の質は考慮しておらず、分類方法にも課題が残る。

H27分野別住民参加の状況



H25分野別住民参加の状況



◎調査上の用語定義

<参加形態Ⅰ／活動軸>

- ①住民主体＝住民の事業活動に行政が何らかの継続的関与をしているもの。
- ②住民参加＝施策・事業の立案、決定、実施、評価のいずれかの過程に住民が関与しているもの。単なる来場者や受講者は除く。
- ③団体委託＝事務事業の一部又は全部を NPO 法人や社会福祉協議会等の公益団体に委ねるもの。業務委託・共催・協力等の事業連携を含むが、営利事業者への委託や指定管理は除く。
- ④協働＝住民組織と行政が対等性をもって役割分担を行い、企画から実施（評価）に至るまで連携協力するもの。H23 調査より新規項目。

<参加形態Ⅱ／段階や手法>

- ⑤委員公募＝審議会等の会議の委員を公募等の開かれた方法で選任・委嘱するもの。
- ⑥研究＝総合政策又は分野施策の重要課題について住民と行政が継続的に共同研究するもの。H23 調査より新規項目。
- ⑦企画＝事務事業の企画・立案など準備段階に住民が関与するもの。
- ⑧運営＝住民による会議や組織などを設置して継続的に事務事業の運営過程に住民が関与するもの。
- ⑨実施＝事務事業の実施段階で、住民の知識・経験を活かして実践をサポートしてもらうもの。但し、単に講座やイベントの来場者・受講者としての参加ではなく、住民がスタッフ的な役割をもつものに限定する。
- ⑩実行委員会＝イベントや講座の開催にあたって、住民主体の実行組織を結成して企画、実施、反省の一連の事業過程を委ねるもの。
- ⑪WS 又は意見交換会＝ワークショップや住民討論等の形式で、住民同士又は住民と行政が、施策や事業のあり方について意見交換し、課題整理や提言、企画立案等を行うもの。H23 調査より新規項目。
- ⑫評価＝事務事業の過程や結果において、広く住民から評価を受け、継続や見直し等、今後の企画に反映することを意図するもの。
- ⑬単純補助＝事務事業の準備や実施段階における単純な補助や手伝い（スタッフ）であって、企画や運営に住民の意見やアイデアの反映を意図しないもの。
- ⑭その他の参加手法＝出前講座や人材登録、ボランティア養成など、今後の住民の参加意欲の高揚を意図した働きかけ。

【大学との連携事業】

連携協力に関する包括協定（平成 19 年 10 月）等に基づき、地元淑徳大学との連携事業として、主に次のようなものが実施されている（平成 24～27 年度実績）。

- ①みよしコミュニティカレッジの開設委託
（年 3～4 講座／スポーツ、異文化、パソコン、歴史文化など）
- ②各種審議会等への教員派遣（政策研究所プロジェクトチームアドバイザー、健康づくり推進会議委員など）
- ③実習生受け入れ（保育実習、教育実習）
- ④こども大学みよし実行委員会への参加（カリキュラム作成、講師、施設提供など）
- ⑤交通安全教育技能コンクールへの学生参加（交通安全パネルシアター）
- ⑥ボランティア研修受け入れ（みよしまつり）
- ⑦協働のまちづくりフェアへの学生参加（運営補助、ステージイベントなど）

(2) 協働のしかけ（制度）の整備・運用現状

協働のまちづくり条例施行規則第4条各号において、第1次協働のまちづくり推進計画に基づき、協働を推進するためのしくみ（しかけ・制度）が定められている。しくみの概要と整備・運用状況については、概ね次のとおりである。

①情報共有のしくみ（規則第4条第1号）

ア まちづくり懇話会 重要計画・施策・事業その他町政全般に関する住民と町長の意見交換の制度。

平成19年度に要綱を整備した。当初は、行政区単位で集会所を会場とし、議題を用意せず住民の意見・提案をとりまとめていたが、平成23年度は小学校区単位として、町政全般又は地域限定の重要政策に関して町の説明を行い、意見を交わす企画とし、5会場で総計185人の参加を得た。平成24年度からは、会場を行政区単位に戻し、町の重要政策に関しての説明を行い、意見を交わす形態を継続している。

年 度	参加者数	議 題
平成24年度	468人	財政状況 スマートIC 防災対策
平成25年度	563人	地域の公共交通 自治基本条例
平成26年度	529人	第5次総合計画策定 デマンド交通 スマートIC
平成27年度	511人	第5次総合計画策定 食べて！歩いて！健康長寿！ 町の財政状況と地方創生



<まちづくり懇話会>

- イ 情報公開制度 情報公開条例（平成 17 年度）に基づく請求による行政情報の公開と条例によらない行政の積極的な公表のしくみ。情報公開条例に基づくものは、平成 22～23 年度で合計 50 件の請求・公開が実施された。近年は、行政の透明性の確保が重視されるようになり、財政状況を含めて、広報やホームページで住民が必要とする情報を各行政分野が積極的に公表するようになってきたためか、条例に基づく公開請求は、平成 24～27 年度の年平均が 8 件にとどまっている。
- ウ 出前講座等まちづくり学習制度 住民の要請により、町職員を住民が主催する集会、学習会等に派遣して、まちづくり学習を支援するもの。平成 22～23 年度は、介護予防や防災等のテーマで 12 件の派遣であったが、平成 24～27 年度は、年平均 27.5 件であり、介護予防・防災に加え、健康講座や読み聞かせ、三芳の歴史など専門分野の学習について、各担当課が支援した。
- エ 審議会等会議の公開制度 地方自治法に規定する審議会等の附属機関やこれに準ずる会議を住民に公開する制度で、平成 20 年度に指針が制定され、平成 22～23 年度は合計 85 件、平成 24～27 年度は年平均 58 件で、26 年度から年平均 70 件以上と多くの会議が公開された。
- オ 地域懇談会 町が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、住民に内容の説明や情報提供を行い、住民の意見を広く聴き、当該計画等に反映させるもので、策定の際に、担当部署ごとに実施している。平成 24～27 年度は、スマート I C（47 団体）・公園整備（2 回、87 人）・芸術文化懇談会（10 人）・地域福祉懇談会（93 人）が実施された。

カ 町長への手紙 住民の視点からまちづくりの課題を直接町長に提言する制度で、平成 5 年から実施している。その後メール形式を追加した。

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
手紙	27	30	33	31	31	14
メール	73	155	99	87	80	70
合計	100	185	132	118	111	84

※27年度は(平成 28 年 1 月現在)

②政策形成過程における住民参加のしくみ（規則第 4 条第 2 号）

ア 政策研究所 公募による住民と職員が、学識経験者の助言を受けながら町の重要課題について調査研究し、政策形成、提言していく住民参加のしくみ。平成 23 年度に導入され、町が提示した政策テーマに取り組んできた。

平成 23 年度	観光のまちづくり 公共交通 自治基本条例
平成 24 年度	公共交通 みどりの保全・活用 三富新田再生
平成 25 年度	公共交通 三富新田再生 芸術文化
平成 26 年度	芸術文化
平成 27 年度	子育て応援懇談会

イ 意見交換型世論調査 無作為抽出で選定された住民が、一定の施策情報や論点に対して、アンケートと意見交換を組み合わせ、世論を形成していく住民参加の調査手法。平成 23 年度導入され、公民館の管理運営や建て替えを論点として実施された。

ウ パブリック・コメント手続制度 町が基本的な方針や計画、条例・規則の策定する過程で、住民の意見を広く募集して反映させる制度。平成 19 年度にパブリック・コメント手続条例を制定した。開始以来（平成 19～27 年度）、計 55 件の事案で実施された。

エ 審議会等委員会公募制度 町が審議会又はこれに準ずる会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く住民から募集する制度。平成 22～27 年度あわせて延べ 17 件の審議会等で住民公募を実施している。

オ 住民提案型事業委託制度（まちづくり提案制度） 町がまちづくりのモデルとなる事業等について、住民から広く提案を募集し、これらの提案の地域コミュニティや自主的なまちづくり活動を支援するしくみ。平成 23 年度から公募型補助金制度により、まちづくり提案の採択という一部が実現。(③エ参照)その後、平成 25 年度に町だけが公共サービスを担うのではなく、住民の視点により企画された提案を募集・事業化する「提案型事業委託制度」を制定し、平成 26 年度に 1 件採択した。

カ ワークショップ手法等による施策立案会議制度 町が主要な施策・事業を策定する過程で、グループワーク等により住民と町が課題を出し合い、整理しながら解決手法の案を作り上げていく企画立案手法。これまで、協働のまちづくりや政策研究所、(仮称)自治基本条例検討町民会議、中央公民館ワールドカフェなどのワークショップで実施されている。

③事業実施段階における住民参加のしくみ（規則第 4 条第 3 号）

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 町の事業に住民の視点を導入しながら、住民が主体となって組織的に内容を企画・運営し、実施するしくみ。みよしまつり、産業祭、体育祭、子どもフェスティバル等のイベント実行委員会の他、公民館社会講座（まちづくりネット）の企画等で採用している。

イ 事業サポーター制度 町が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している住民が当該事業のスタッフとして実践に関わるものだが、前項の制度の中で運用されている例が多い。

まちづくりネットの野菜市や平地林整備事業では、住民や企業が実践のサポートで参加している。また、文化会館のボランティアスタッフは、指定管理者制度運用前より組織され、現在も継続して実施されている。

ウ 協働のまちづくり登録制度 住民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録するしくみ。現在は福祉・社会教育等の分野ごとに行われている。

エ 公募型補助金制度 住民の公益活動等を支援してまちづくりに寄与するため、従来の補助金交付を見直して、広く公募を行い、第三者の視点を導入して透明性のある決定手続きを行うしくみ。平成 23 年度に導入された。この制度により採択され、交付された団体は 30 件ある。

④施策・事業評価における住民参加のしくみ（規則第 4 条第 4 号）

ア 住民モニター制度 町が実施している、又は実施した施策・事業に対して、住民が感想、アイデア等を寄せるしくみだが、制度化には至っていない。

イ 住民意識調査 調査項目を設定し、広く住民から当該行政分野の現状に対する満足度や今後に期待する意見を収集して傾向を把握・分析するもの。今後の計画等に反映させようとする場合は、地域懇談会等と組み合わせて実施することが多い。最近では「総合計画」策定に反映させるため平成 26、27 年度に実施したほか、「子ども・子育て支援事業計画」や地域福祉計画・地域福祉活動計画」など福祉・子育て等の分野で取り組んでいる。

ウ 行政評価制度 総合振興計画に基づき策定される 3 か年実施計画の掲載事業について、行政の内部評価を行う事務事業評価は、平成 19 年度から本格導入し、評価の概要が公表されてきた。平成 22 年度は 257 事業、23 年度は 243 事業について実施した。

この制度を住民参加のしくみに運用し、平成 24 年度には「事業の仕分け」が 16 事業を対象に実施された。平成 25 年度には外部評価制度を試行し、20 事業を評価し、本格実施の平成 26 年度 178 事業、平成 27 年度 131 事業について外部評価が実施された。

(3) 協働のまちづくりネットワークにおける協働モデル事業

協働のまちづくりネットワークは、協働のまちづくり条例に定める協働推進組織として平成 20 年 9 月 28 日に設立され、5 つの分野グループが行政各担当課と連携しながら、協働アクションプラン（2008 年度版、2012 年度版）に描かれた協働モデル事業を企画・実施した。

各事業の概要と成果・課題は以下及び資料編 1 のとおりである。

①健康福祉グループ

2008 年度版

テーマ 高齢者・障がい者の居場所づくり

事業 ふれあいサロン開設（又は開設支援）

・藤久保 5 区、北永井 2 区、藤久保 4 区

2012 年度版

テーマ 介護が必要になっても高齢者が住み慣れた町で安心して暮らせることができるまちづくり

事業 家族介護者のための「憩いサロン」を開設

②みどり環境グループ

2008 年度版

テーマ ア) 雑木林（ヤマ）の活用と環境教育

イ) エコライフ推進（ゴミ減量）

ウ) 公園マップづくり（自然を活かした公園づくり）

事業 ア) グリーンサポート隊による雑木林保全作業と環境教育

イ) 県のエコライフデイへの住民参加促進

ウ) 公園紹介パンフレットの作成（魅力紹介）

2012 年度版

テーマ ア) 平地林の保全・整備と環境教育

イ) エコライフの推進

ウ) 花いっぱい運動の方策の検討・具現化

事業 ア) グリーンサポート隊による雑木林保全・整備と環境教育

イ) エコライフの啓発—町民の意識向上一

ウ) 花いっぱい運動展開（検討）

③都市安全グループ

2008年度版

テーマ 安全・安心なまちづくり

事業 安全安心マップの作成と活用

2012年度版

テーマ 安全・安心なまちづくり

事業 ア) 安全マップの継続的見直し作業と活用支援
イ) 自転車の安全教育・普及への支援活動
ウ) 三芳町の交通形態の実態とその問題を探る

④産業観光グループ

2008年度版

テーマ 三芳の顔づくり

事業 ア) みよしっ子やさい市の開設（三芳農産物の規格外品の販売）
イ) 埼玉 B 級グルメ王決定戦参加 他

2012年度版

テーマ 三芳という農産物産地の知名度を上げる

事業 ア) 定期開催の野菜市の継続
イ) 三芳産野菜を使った料理教室
ウ) 知名度アップ事業（観光・イベント）
エ) オリジナルマップの作成

⑤教育文化グループ

2008年度版

テーマ 子どもの居場所づくり

事業 子どもの学習支援

2012年度版

テーマ 子どもの居場所づくり

事業 ア) 子どもの学習支援
イ) 地域文化の認識と伝承
ウ) 社会講座の開催（未掲載事業）

⑥全体プラン（運営委員会主管）

2008年度版

事業 ア) 協働のまちづくり公開学習会（次項（4）1参照）
イ) まちづくり活動担い手支援事業
ウ) まちづくりネットニュース発行（年2回）

2012 年度版

- 事業 ア) 協働のまちづくり啓発事業 (学習会)
イ) まちづくりネットWEBサイト開設検討事業
ウ) 他の公益団体との連携推進事業

(4) 協働に係る学習会の実施状況

町とまちづくりネットは、継続的に連携して協働にかかる学習を開催し、研さんと交流を図ってきた。事業の経緯と概要を資料編2に示す。

- ①平成 18 年度～25 年度 協働のまちづくり公開学習会
- ②平成 22 年度～27 年度 協働のまちづくりフェア
- ③平成 26 年度～27 年度 まちづくり交流会

6章 町の協働展開の課題と新たな動き

(1) まちづくりの担い手不足と多様なまちづくり主体

まちづくりネットはもとより、公益活動を行うボランティア団体等は、町内に多く存在しており、従来、地道ながらも、草の根的に地域を支えてきた団体も多い。社会福祉協議会や各種の団体連合体等では、こうした人々の力をつないで地域福祉や特定分野のまちづくりに活かす活動を続けてきている。しかしながらその多くは、慢性的な担い手不足や高齢化に伴う後継者に悩んでいる様子が見られる。

様々な調査結果をみると、団塊の世代等をはじめとして、これから地域活動を始めてみたいという住民は多く潜在していると推察されるが、自分に合ったまちづくり活動を見つける手立てが不足しており、一方で、活動組織側では活動の魅力や醍醐味を伝える手法に行き詰っているという現状もみられる。

協働の事業計画である「協働アクションプラン」は、まちづくりネットと行政の間の協働事業計画にとどまるものであることから、他の公益団体を含めた多様な主体の連携・協働の枠組に発展できなかったという課題があり、第5次総合計画では多様な協働を目指すこととなった。

近年、他の公益団体との交流や連携を視野にいった、まちづくり交流会や協働のまちづくりフェアにおいて、多くの団体の参加・参画が見られ、今後の発展に期待が持てる。

(2) 新たな協働展開の動き

近年、町では、5章(2)に掲載したような新たな手法による参加型行政が展開されている。市民研究員等による政策研究所、財政白書づくり、外部評価制度、提案型事業委託制度等、その多くは政策レベルでの協働であり、あわせて情報公開の徹底も進められている。これらは、従来のお手伝い型住民参加や手続き上の情報公開の対極に位置づけられるものである。まちづくりのビジョンである、第5次総合計画策定においては、策定のための審議会委員の公募や住民意識調査、小中学生まちづくりアンケート、アンダー39まちづくり会議など策定段階での様々なプロセスを実施し、参加型行政への拡大がみられた。

(3) 事業協働と政策協働

平成19年度に設置された「協働のまちづくりネットワーク準備会」では、前述のとおり主として「組織」と「事業」について検討されたが、政策については、協働過程を経て策定された「第4次総合振興計画」に基づ

くこととして、政策実現のために具体的な事業レベルで「ともに汗をかく協働」が展開されることとなった（事業協働）。準備会としてもより分かりやすい協働を地域に浸透させることを優先したと考えられる。

しかし、住民参加や協働が標準化してくると事業レベルの協働に限定せず、時代の変化に対応した新たな政策の立案についても、政策研究所の取り組みをはじめ、住民参加によって検討されはじめている。（政策協働）

（４）自治と協働

４章の定義で示したように、重要な協働主体である「NPO（テーマ型）」と「コミュニティ（エリア型）」の連携が不足していると考えられる。それぞれの活動では、充実した活動が見られる。テーマ型では平地林保全事業や交通安全教室、児童館事業での読み聞かせなどが行われている。また、コミュニティ（エリア型）においては、東日本大震災以降、住民の防災意識の高まりとともに重要性が叫ばれ、地域連携避難訓練、行政区加入促進事業などが行われている。今後は、それぞれが相乗効果を生むべくタイアップの機会を探ることが重要である。

以下、自治と協働に関する課題として重要なキーワードを列挙する。

- ①地域自治…コミュニティ／地縁型まちづくり
- ②分野協働…NPO／テーマ型まちづくり
- ③「参加」「参画」「協働」

（５）まちづくりネットと行政の協働事業の課題

事業協働は、まちづくりネットを中心に各担当課との連携でモデル事業として推進され、その効果もあって、従来、特定分野に偏っていた住民参加が幅広い分野に拡大されていくことに貢献した。

しかしながら、アクションプラン作成時において、住民も行政も「協働」の考え方に必ずしも統一がなく、手探りで分野事業が抽出され、すり合わされていった感もある。特に、初期段階で協働の大前提となる「まちづくり課題の共有」が住民と行政の間で不十分であった。このことにより、協働事業の展開において、住民と行政の役割分担が明確でなく、活動軸が一方に偏ったり、事業の公共性が明確にならず市民権を得づら、などの課題が見られた。

近年、まちづくりネットにおいては、担い手不足から、次の課題に取り組むを進められない現状があり、また行政においては協働事業への関わり方に躊躇もみられる。今後は、行政・住民間で真に解決すべき課題は何かの共有化を図り施策を重点化した上で、お互いにできること、できないことを明確にして、明確な役割分担のもと解決を目指す必要がある。

特に、各分野で新たな担い手を受け入れるための「入り口整備」は双方の喫緊の課題である。